中医協「第 268 回 総会」 暫定調整係数 50%へ DPC 関連事項の見直しを了承

中医協・総会(会長:森田朗・学習院大学法学部教授)は1月22日、DPC制度に係る関連事項の見直しについて議論を行った。

事務局は、昨年 12 月 25 日の総会で取りまとめられた「2014 年度改定に向けた DPC 制度の対応について」等に基づき、①調整係数の置き換え、②基礎係数、③機能評価係数 I、④機能評価係数 I、⑤診断群分類点数表、⑥消費税増税に係る対応、⑦その他——の 7 項目の関連事項について具体的な対応案を提示。委員からは特に異論なく了承された。

①は、医療機関別係数の 1 つである調整係数の基礎係数及び機能評価係数 II への置き換えに関する内容。2012 年度改定から 2018 年度改定を目途に段階的に移行することを目指しており、移行 2 段階目の今改定では予定通り 25%の置き換えを進め、暫定調整係数の置き換え割合は現行の 75%から 50%に、機能評価係数 II は 25%から 50%となる。また、置き換え等に伴う診療報酬の激変を緩和するため、前回改定では医療機関別係数の変動の影響による推計診療報酬変動率(出来高部分を含む)が 2.0%程度を超えて変動しないよう調整する措置を行ったが、今回の調整幅については具体的な医療機関別係数の設定状況が判明した段階であらためて検討・策定する。

②基礎係数では、DPC 病院 I 群(大学病院本院)における各要件の実績値に基づき、II 群病院の選定に係る各実績要件の基準値が示された(表参照)。原則として I 群病院の最低値が基準となるが、明らかな外れ値がある場合はこれを除外した最低値が用いられる。

【DPC病院Ⅱ群の選定に係る各実績要件の基準値】

実績要件	基準値
【実績要件1】: 診療密度	I群の最低値
1日当たり包括範囲出来高平均点数(全病院患者構成で補正:外的要因補正)	1 併の取心胆
【実績要件2】: 医師研修の実施	外れ値を除外した最低値
届出病床1床当たりの臨床研修医師数(基幹型臨床研修病院における免許取得後2年目まで)	(I群の下から2番目の値)
【実績要件3】: 高度な医療技術の実施	
(3a):手術実施症例1件当たりの外保連手術指数(外科医師数及び手術時間補正後)	外れ値を除外した最低値
	(Ⅰ群の下から2番目の値)
(3b):DPC算定病床当たりの同指数(外科医師数及び手術時間補正後)	外れ値を除外した最低値
(OD) - DE OFFICE PROPERTY OF THE PROPERTY OF T	(I群の下から2番目の値)
(3c): 手術実施症例件数	年間約2,680件以上
	(※全国平均値)
【実績要件4】: 重症患者に対する診療の実施	T・サの見ばは
複雑性指数(重症DPC補正後)	I群の最低値

■保険診療指数 指導医療官の派遣に関する具体的要件を提示

今改定で後発医薬品指数が新設され計 7 項目となる④機能評価係数Ⅱは、それぞれ独立した概念による項目であり評価の軽重を設定することが困難であるため、各係数項目の評価に割り当てる報酬額(財源)は等分とすることになった。また、保険診療指数(現行:データ提出指数)は見直しに伴いⅠ群病院のみを対象とした評価を導入することから医療機関群ごとの評価に、一方、後発医薬品指数は全医療機関が目指すべき評価であることから全医療機関群共通の評価にする。

さらに、保険診療指数において新たに導入された「様式間の記載矛盾による評価」「適切 傷病な傷病名コードによるレセプトの請求」「適切な保険診療の普及のための教育に向けた 取り組みの評価」の評価方法における指数の増点・減点幅については、現行の「部位不明・ 詳細不明コードの使用割合」の減算幅と同様、0.05 点とすることが了承された。

「適切な保険診療の普及のための教育に向けた取り組みの評価」については、 I 群病院から指導医療官を一定期間派遣した場合に加算する方向で合意を得ていたが、その具体的な要件が示された。機能評価係数 II に係る定例報告(毎年 10 月 1 日時点)において、(i) 出向後 6 カ月以上を指導医療官として勤務している者がいる場合(1 年以上在籍すること)、(ii) 指導医療官として勤務後に大学病院へ復帰した日から 1 年以内の者がいる場合(復帰後に保険診療の教育に携わっていること)——の 2 つの要件のうち、いずれかを満たす場合に実績と見なす方向で検討しているという。なお、指導医療官としての派遣・勤務等は規定の手順(現在調整中)に基づき行う必要がある。

⑤診断群分類点数表については、傷病名数(上6桁コードで定義)を現行516項目から504項目に、診断群分類数(定義副傷病なし)を2,662項目から2,483項目に見直す予定(いずれも現時点の暫定値)。

⑥消費税増税に係る対応としては、既存の入院料等の項目へ点数を上乗せすることによって対応するとの方針を踏まえ、DPC制度の包括範囲の対応においては診断群分類点数表へ反映することとなった。消費税上乗せ分の全てを医療機関別係数に反映させる方法と比較して、診療内容に応じたより精緻な反映が可能になるという。

■DPC 対象病院の「望ましい基準」に救急医療管理加算等を明示

⑦その他の項目においては、DPC 対象病院として満たすことが望ましい基準に「救急医療管理加算の施設基準の届出」「適切なコーディングに関する委員会の毎月開催(現行:年2回以上開催)」を明示することとなった。また、3日以内再入院ルールの「7日以内」等への見直しに関連して、再転棟時におけるルールについても同様の考え方に基づき必要な見直しを行う。

さらに、2012 年 10 月以前に厚生労働省告示で高額薬剤に定められ、本来は来年度から包括対象となる「血液凝固第WID因子製剤(エプタコグ アルファ)(活性型)(遺伝子組み換え)」について、DPC 制度の出来高算定項目に追加し、来年度以降も包括対象外の薬剤として取り扱うことが了承された。